

## ① 新設の健康センターの整備について

図書館と併せて整備すると示されている健康センターについて、町民の健康増進の観点から、町民体育館に設置されている、運動器具を配置したトレーニング室と同様のものを新たな健康センターの中に整備することはできないか伺う。

## ② 町が扱う強制徴収公債権について

本町で扱う債権の内、国税徴収法の例により滞納処分ができる債権について、現状の町の対応を伺う。

- (1) 国税徴収法第47条の規定によると、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき、「徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない。」とする滞納者にとって厳しい対応を迫るような規定がある、町長名で納付が求められる各種税及び下水道使用料などがこの規定に応じた対応を求められると理解するが、町の対応の実態を伺う。

## ③ 給食費公会計に伴う食材購入等に係る契約等の取扱いについて

来年4月より学校給食費が公会計に移行しての運用となるようですが、本町財務規則によりますと、第1条で「町の財務に関しては、別に定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。」との趣旨が示されております。

現状では、食材購入等に係る契約についても全て本規則に示された運用になると考えます、そこで以下について質問します。

- (1) 財務規則を遵守しながら、現状の町内の納入業者の人たちが替わらず納入できるような体制になるのか、又は大幅な納入業者の入れ替え等も考えられるのか伺う。
- (2) 食材の購入については、生鮮食品等の特殊な契約も発生すると考えられるが、独自に食材購入等に関するルールを定めた規則等を作って、その運用に当たることとはできないのか伺う。